

令和8年度 天明中学校 生徒心得

校訓

誠実・・・常に課題を求め、自ら正しく判断できる生徒
友愛・・・助け合い、励まし合い、生きる力にあふれた生徒
創造・・・活力に満ちた中学校の実現

めざす天明中生徒像

- 心豊かで思いやりのある生徒
- 自ら学び切磋琢磨する生徒
- 健康で明るい生徒

1 生活心得

(1) 登下校について

- ①定められた時刻に遅れないよう登校します。(8:10 昇降口通過、8:15 教室着席)
- ②登下校は、学校で定められた通学路を通ります。
 - ・徒歩通学生、自転車通学生ともに交通ルール、交通マナー及び「交通の決まり」を守り、安全な登下校に心掛けます。
 - ・臨時に自転車通学・バス通学を希望するときには、次の手順で許可を受けます。(担任に届ける〈許可願い書〉→担任から係りへ→学校長の許可〈許可書〉)
- ③学校への出入りは、徒歩通学生、自転車通学生でそれぞれ決められた場所を使います。
- ④登下校の際に、必要以外の寄り道をしません。

(2) 校内諸規律について

- ①廊下は走りません。(静歩)
- ②学習に必要なでないものは、学校に持って来ません。(携帯電話等も含みます)
- ③トラブルを避けるため、学習用具等の貸し借りはせず、忘れ物をした場合は先生に相談します。
- ④職員室やその他教室以外の入室は、先生の許可をうけてから入ります。また、他学年のフロアには許可なく出入りしません。
- ⑤土足禁止区域(黄線内)には、土足で入りません。また、上履きでも外に出ません。
- ⑥自分の物には、全て記名します。

(3) 部活動について

- ①部の練習時間は別に定めます。
- ②自転車は、学校の自転車置き場を使用します。他の場所には、絶対に置きません。
- ③部室の使用について
 - ・常に整理整頓に努めます。
 - ・部室には必ず鍵をかけます。
 - ・部室の出入りは、部員及び部活動時のみです。
 - ・上記のことが守れない部は、部室の使用を禁止します。

(4) 外出について

- ①外出時には、身分証明書を携帯します。

(5) 欠席等の連絡について

- ①欠席、遅刻、早退、忌引き等をするときは、保護者から学校へ連絡してもらいましょう。(電話、すぐる、FAXで)

(6) 授業、学習について

- ①チャイム着席を守ります。
- ②周りの人の迷惑にならないように、授業をうけます。
- ③忘れ物をしないよう、準備は前の日にします。
- ④家庭学習の習慣を身につけます。

(7) その他の生徒心得

- ①法律で禁じられていることや危険な遊び、周囲に迷惑がかかることは、絶対にしません。(万引き、飲酒、喫煙、刃物の持ち歩き、違法薬物の乱用、火遊び、路上でのローラースケート・スケートボード、自転車の二人乗りや並進、無免許運転)

- ②各種(総合)遊戯施設及び、ゲームセンター、ゲームコーナー、ネットカフェ、カラオケボックス等の利用は保護者責任のもととします。外泊は保護者同伴とします。(熊本市申し合わせ事項に準ずる)
- ③教科書・ノート、その他の学用品、学校の品物(机椅子)などに落書きをしません。
- ④バック1つにつき、お守りまたはお守りサイズのアクセサリー1個まで可とします。

2 服装

- (1) 天明中学校の生徒は、学校で規定された制服で登下校します。(部活動終了後などは、部活動の服装で下校することができます。)

熱中症対策のため、5月のゴールデンウィーク後から9月末まで、体育服での登校を認めます。(保護者には事前にすぐるで通知をします。)気温に応じて期間を変更する場合、事前に生徒・保護者への周知を行います。個人情報漏えいの心配があるため、各家庭で着用の判断してください。ただし、集会の日は制服で参加します。

- (2) 天明中学校の制服及び服装のきまりは、次のとおりとします。

①共通

- ・左胸に名札をつけて過ごします。
- ・下着を必ず着用します。ベージュ、白、灰、黒、紺、薄い水色、薄いピンク色の無地でワンポイントまで可とします。(ワンポイントの大きさは3cm四方程度)
- ・ズボンにはベルトを着用します。革又は布製で幅は3センチ程度とし、過度の装飾は禁止します。色は黒、紺、茶、とします。スカートの丈はひざが隠れる程度とします。
- ・靴下は白、黒、紺、灰を基調としたものにします。体育の授業や行事等では、健康・安全のために、くるぶしがかくれるものを着用します。

②夏服

- ・白の無地の開襟カッターシャツ(校章の無いものも可とします)、または、夏服のセーラー服、ポロシャツ(白または紺)は市指定の業者から購入したものを着用する。ポロシャツの場合はシャツを出して着用してもよい。

③中間服

- ・白の無地のカッターシャツ(校章の無いものも可とします)、または、丸襟の白の無地のブラウスを着用します。

④冬服

- ・白の無地のカッターシャツ(校章の無いものも可とします)に学生服かブレザー、または、セーラー服を着用します。
- ・冬服のセーラー服には、常に黒のスカーフを着用し、防寒のための黒のタイツを着用可とします。
- ・ブレザーを着用する場合は、ネクタイまたはリボンを着用すること。
- ・防寒着は、部活動指定のもの、または華美でない防寒着を着用します。原則として室内では着用しません。
- ・手袋は、防寒のできるものを着用します。
- ・防寒のため、登下校中のネックウォーマーの着用は可とします。ただし、マフラーは通学中の事故防止のため、着用しません。

⑤その他

- ・防寒のために校内でのセーターやカーディガンの着用を可とします。色は黒か紺の無地で、長さは座ったときに座面よりも上のものとします。カーディガンはボタンを留めて着用します。
- ・制服は本校指定業者が、学校の規定によって作ったもので、購入する店は本校指定業者とします。
- ・冬服(ボックス、防寒着、手袋、ネックウォーマーを含む)、中間服、夏服の着用については、自分の健康状態や季節に合わせて、自分で判断します。(学校行事等では、別に学校から指示する場合があります)
- ・登下校時のアームカバー(色は黒または紺の無地)、日傘の使用を許可する。

3 頭髪等

(1) 頭髪等について

- ①清潔な髪型にします。
 - ・前髪は、目にふれないようにします。それ以上の長さの場合は、左右に分け、ピン止めで止めます。
 - ・後ろ髪は、自分の判断で結ぶこととする。ただし、学習や健康の妨げになっていると感じた場合は教師からの指導は行う。
 - ・ゴム、ピンでとめる場合は、黒・紺・茶のものを使用します。俗に言うカッチンドメは、黒、銀で装飾のないものを使用します。
- ②容姿には手を加えません。(パーマ(ストレートパーマを含む)、整髪料、髪染めや脱色、眉剃りや眉抜き、ピアスやマニキュアやペディキュアなど)。
- ③香料や化粧品は使用しません。薬用リップは、無香料、無色透明のものを使用します。
- ④髪等について悩みがある場合は、相談しやすい先生に話したり、きずなアンケートなどを活用したり、いつでも相談してください。個別に対応を行います。

4 かばん、くつ等

(1) 登下校に際して、必要な携行品に関すること

- ①登下校用の靴について
 - ア 白色、黒色を基調とした運動靴で、紐のついているものを履きます。
 - イ 布製のもので、運動に適したものを履きます。デッキシューズなど、靴底の凹凸が少ないものは、運動時に危険なため控える。
- ②上靴について
 - ア 上履きは学校で指定したものの使用します。
 - イ 上履きの色は、名札と同じ色のものを履きます。(令和8年度 1年:赤、2年:緑、3年:青)
- ③登下校用の靴について
 - ・靴は学校で指定したものを使用します。
- ④暑さ対策について
 - ・汗拭きシートの持ち込みは、体温調整ができなくなるリスクがあるため禁止します。タオル(冷感タオル含む)で汗を拭きとり、ゴミが出ないようにしましょう。



5 交通のきまり

(1) 天明中学校の生徒は、法律(道路交通法等)を守り、自分の命は自分で守ることに心がけ通学します。

- ①徒歩通学生
 - ア 道路の右側端を歩行し、横断歩道のある付近は、横断歩道を渡ります。
 - イ 横断の場合は、一旦立ち止まって左右を充分確認し、安全を確かめてから渡ります。車の直前直後を横断しません。
- ②自転車通学生
 - ア 道路の左側端を縦に1列で進行し、2人乗りなど、危険な乗り方はしません。
 - イ 自転車保険に加入します。
 - ウ ヘルメットを必ず着用し、記名します。また、ヘルメットのあご紐は、常にきちんと止めます。
 - エ 登下校時に暗い場合は、必ず安全タスキを着用します。
 - オ ライトやブレーキなどを点検し、いつも整備された自転車を使用します。
 - カ 交通ルールを守り、危険ではない道を通って登校します。

校則見直し検討委員会(11/14)での主な意見とその対応		
○主な意見とその対応		
該当箇所	意見、要望等	対応
1「生活心得」(1)③	学校での出入りが工事で変更されている。	一部変更 「決められた場所を使います」に変更。
1「生活心得」(2)④	他学年のフロアに許可なく出入りしないことを追加してはどうか。	追記 「他学年のフロアには許可なく出入りしません」を追加。
1「生活心得」(7)②	熊本市申し合わせ事項に準じて校外のきまりを変更する必要がある。	一部変更 ゲームセンター等の利用は、熊本市申し合わせ事項に合わせて、「保護者同伴」から「保護者責任のもととする」に変更。
1「生活心得」(7)④	バッグにつけるアクセサリーを増やしてほしい。	表記の変更なし アクセサリーは靴の見分けのために許可しているもので、増やす必要はない。また、現時点できまりを守れていない生徒がいるため、まずはきまりをきちんと守ることから始めるべき。
2「服装」(1)	体育服登校の期間を延長してほしい。	一部変更 ゴールデンウィーク後から9月末までの期間に延長する。気温によって期間を延長する場合は、事前に生徒・保護者に周知を図る。
2「服装」(2)④	マフラーを許可してほしい。	一部変更 通学中の事故防止のためにマフラーは禁止のままとする。理由が分かりやすいように記載を変更した。
2「服装」(2)⑤	冬服の着用に「マフラーを含む」とあるが、矛盾しているのではないか。	変更 マフラーは禁止であるため、マフラーを削除し、代わりに「ネックウォーマーを含む」に変更している。
3「頭髪等」(1)①	後ろ髪についての記載を残しておいた方がいいのではないか。	追記 「後ろ髪は自分の判断で結ぶこととする。」という内容を追加している。
4「かばん、くつ等」(1)①	「運動靴」について、生徒や保護者が分かりやすいように記載してほしい。	一部変更 白黒を基調としたものがイメージしやすいように写真を載せた。また、デッキシューズなどの運動に適さないものは危険であることを追記した。
4「かばん、くつ等」(1)③	通学靴は他の形のものも増やしてほしい。	一部削除 今年度からリュックタイプのもが増えたため、靴の具体的な形の文言は削除した。今後も学校指定のものを使用していく。
○その他の変更		
<ul style="list-style-type: none"> ・2「服装」(2)①共通にある、「左胸のポケットに名札をつけます。」は、セーター等ポケットがない場合もあるため、「左胸に名札をつけて過ごします。」に変更している。 ・5「交通のきまり」について、法律についての具体的な内容を簡易的なものにまとめた。また、通学路は危険ではない道を保護者と生徒で決めて登校しているため、「定められた通学路」を「危険ではない道」に変更している。 		